

◆ 自動車税環境性能割の特例措置



令和7年(2025年)4月1日現在

次の自動車を令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間に初回新規登録により取得するときには、自動車税環境性能割が軽減されます。

● バリアフリー特例

軽減要件		軽減措置内容 (初回新規登録に限る) ※1	コード (※2)
ノンステップバス	一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る	取得価額から1,000万円を控除	01
リフト付きバス (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)		取得価額から800万円を控除	02
リフト付きバス (乗車定員30人以上)		取得価額から650万円を控除	03
リフト付きバス (乗車定員30人未満)		取得価額から200万円を控除	04
ユニバーサルデザインタクシー	一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る	取得価額から100万円を控除	05

● ASV特例

控除対象車両・対象装置		控除対象期間・軽減措置内容 (初回新規登録に限る) ※1		コード (※2)
○対象装置の略称は次のとおりです。 AEBS：衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）		令和7年 (2025年) 4月1日	令和9年 (2027年) 3月31日	
トラック	車両総重量3.5t超 (トレーラー（被けん引車）を除く)	AEBS	175万円控除	07
バス等	専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く）	AEBS	175万円控除	06

※1 いずれも取得価額からの控除になります。

※2 「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」の「バリアフリー・ASV特例」欄に記載するコードです。

※※ 特種用途自動車（8ナンバー）については、札幌道税事務所自動車税部へお問い合わせください。